

令和元年 12 月 2 日

【薬学部在学生の皆様へ】

東北医科薬科大学
学長 高柳 元明

東日本大震災及び長野県北部地震被災による特別措置の継続について

東日本大震災および長野県北部地震被災に伴う授業料等減免の特別措置を令和 2 年度も継続して実施します。

特別措置対象者および特別措置の内容は以下のとおりです。

1. 特別措置対象者：

下記 2 の被災に該当し令和元年度において特別措置の適用を受けた薬学部の在学生。
(平成 30 年度、令和元年度の 2 年間にわたり特別措置の適用を受けた在学生は除きます。)

2. 特別措置の内容(令和 2 年度適用)：

対 象 者		内 容
主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明		授業料、施設設備費を半額免除
主たる家計維持者が所有し居住する自宅家屋 (※)	全壊	授業料、施設設備費を 1 / 4 免除
	大規模半壊	
主たる家計維持者が居住する自宅家屋が福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示又は避難勧告等を受けた地域にあり、長期にわたって自宅家屋に居住が困難と認められる場合		授業料、施設設備費を 1 / 4 免除

(※) 居住する自宅家屋が持家でない場合は、減免の対象になりません。

3. 申請手続：

令和元年 12 月上旬に特別措置対象者のご父母に対して、申請書類一式を郵送します。令和 2 年 2 月 28 日(金)までに学生課に提出してください。

4. 問い合わせ先：学務部学生課